

# 育児休業手当金の支給期間延長には要件があります!



組合員が育児休業を取得して勤務を休む時、原則対象の子が1歳に達する日(誕生日の前日)までの期間について育児休業手当金が支給されます。

ただし、総務省令で定める次の要件2つのどちらかに該当し、組合員が育児休業を引き続き取得する場合は、対象の子が1歳6ヵ月に達する日(※1歳6ヵ月時点においても継続して該当する場合は2歳に達する日)まで支給期間を延長できます。

**要件1** 対象の子について、保育所(認可保育所に限る)への入所を希望し、申し込みを行っているが、入所できない場合

ただし、次の①～③をすべて満たしており、市町村から発行される保育所の「入所不承諾通知」等の証明書の提出が必要になります。

- ① 子の1歳の誕生日の前日までに市町村へ保育所の入所申請をしている
- ② 入所希望日が1歳の誕生日以前(1歳の誕生日を含む。)である
- ③ 1歳の誕生日以降の期間について入所できない状態(1歳の誕生日は入所できない状態であることが前提)

※保育所の空き状況等から明らかに入所することが困難な状況であっても、入所申請しておらず、証明書を提出できない場合は、支給期間を延長することができません。

**要件2** 子の養育を行っている配偶者であり、当該子が1歳に達する日以降の期間についても養育する予定であった者が、死亡、負傷、疾病、離婚等の事情により当該子を養育することが困難になった場合

## 注意

支給延長期間が年度をまたいでいる場合は、新年度においても入所申し込みを行ったことが確認できる書類の提出が必要です。

